

III 北海道農業・農村の振興に向けた具体的な取組

1 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立

(1) 農業生産基盤整備の推進

- 農業の生産力・競争力の強化のため、スマート農業技術や野菜などの高収益作物の導入を容易とするほ場の大区画化や農地の排水対策など、農業生産基盤の整備を計画的かつ効果的に推進
- 農業水利施設等の適切な維持管理を推進するとともに、施設管理者が策定した個別施設計画に基づき、補修及び更新を段階的・継続的に行うなどの戦略的な保全管理を推進
- 農業生産の維持や農業経営の安定を図るため、農業水利施設の耐震化やため池の決壊防止に向けた整備などの防災・減災対策を推進

農業の生産力・競争力強化に向けた農業生産基盤の整備

- 経営規模の拡大や労働力不足に対応するため、スマート農業や乾田直播栽培などの省力化技術の導入を可能にする、ほ場の大区画化や地下かんがいの整備を推進

■ 水田整備率(1ha以上) 単位:%

H28	29	30	R元	2
13.6	14.8	16.2	17.9	19.2



資料:農林水産省「農業基盤情報基礎調査」による道推計値

- 近年、頻発・激甚化する大雨や台風などの自然災害に対応し、農作物の被害を軽減・防止するため、暗渠排水や排水路などの整備を推進

■ 畑地・草地排水整備率 単位:%

H28	29	30	R元	2
62.2	62.5	62.7	63.1	63.3



資料:農林水産省「農業基盤情報基礎調査」による道推計値

農業水利施設等の戦略的な保全管理

- これまでに造成された農業水利施設の老朽化が進み、耐用年数を超過した施設が増加する中、機能診断の結果を基に、個別の施設毎に対策方法等をまとめた「個別施設計画」の策定を通じて、農業水利施設の長寿命化に向けた予防保全対策や更新整備等を計画的に推進



農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

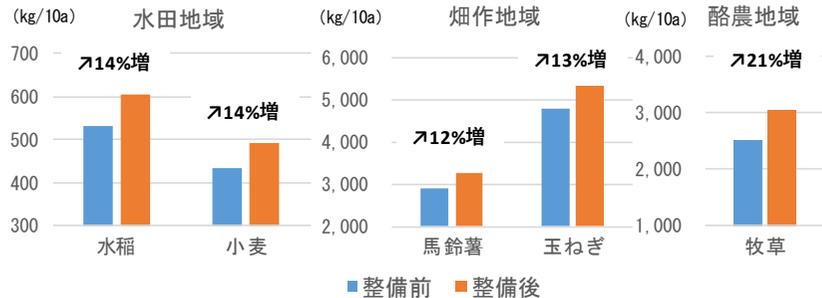
- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、決壊による水害等により、その周辺の区域に影響を及ぼすおそれのあるため池125か所を「防災重点農業用ため池」に指定し、豪雨対策など必要な防災工事等を集中的かつ計画的に推進



(2) 農業生産基盤整備の効果

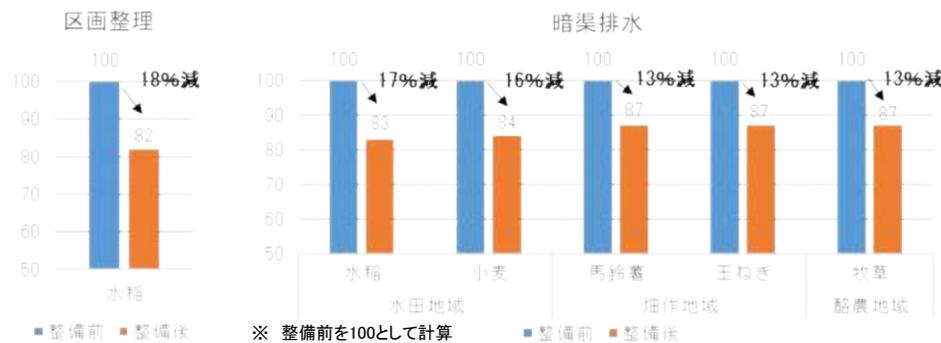
- 暗渠排水の整備により、ほ場の透排水性が改善されることで、農作物の収量や品質が向上し、効率的な農作業が可能となるほか、畑地かんがいの整備により、高温少雨時における被害軽減に効果を発揮
- 多機能自動給水栓などのICT技術や、集中管理孔を活用した地下かんがい技術などの新たな技術の導入が可能となり、農作業の大幅な省力化や農作物の安定的な生産に寄与

■ 農業生産基盤整備(暗渠排水)による収量向上の効果



資料: 北海道農政部「農業生産基盤整備フォローアップ調査」(H28~R2年度)

■ 農業生産基盤整備(区画整理・暗渠排水)による作業時間短縮の効果



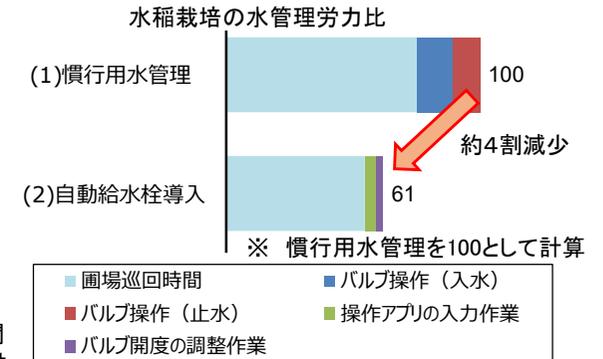
資料: 北海道農政部「農業生産基盤整備フォローアップ調査」(H28~R2年度)

■ 農業生産基盤整備(畑地かんがい)による高温少雨時の被害軽減効果



資料: 北海道農政部「高温少雨における農業生産基盤整備の緊急調査」(R3年度)

■ 多機能自動給水栓の導入



【多機能自動給水栓】
タイマーや遠隔操作による給水時間設定、バルブ開閉等の機能を兼ね備えた自動給水栓

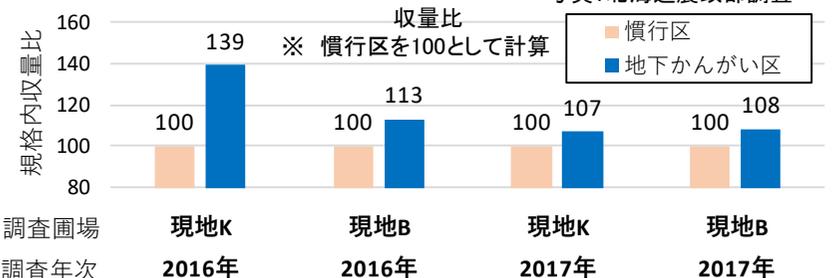
資料: 北海道農政部調査(H31年度)

■ 集中管理孔を活用した地下かんがい

地下かんがいの効果(たまねぎ)



写真: 北海道農政部調査

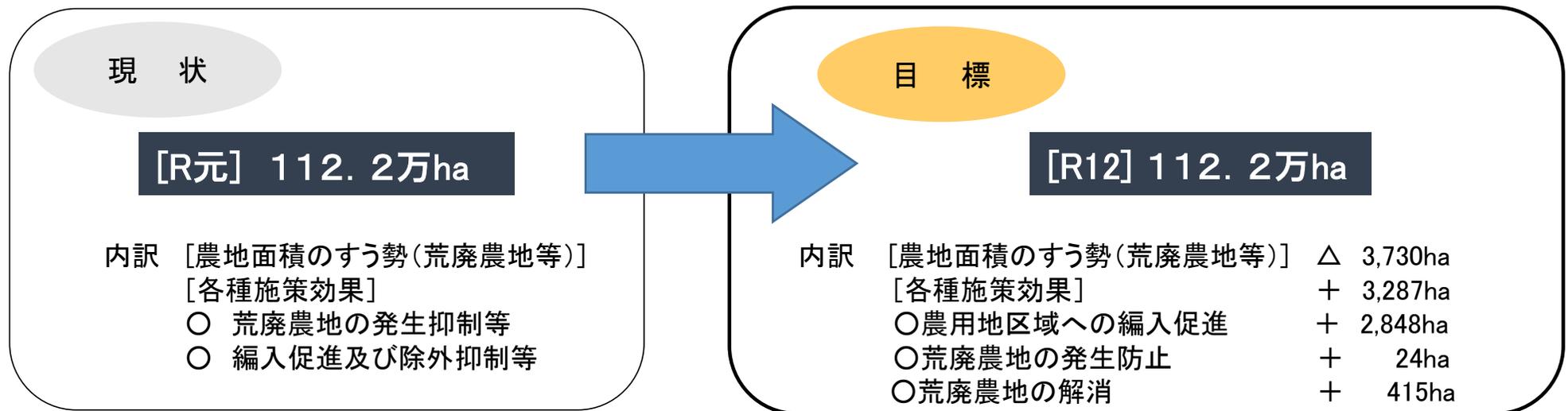


資料: 道総研「たまねぎに対する集中管理孔を活用した地下灌漑技術」(H30年度)
※ 10mm以上の連続降雨が1週間以上なく、かつ1週間以内にまとまった降雨が見込まれない時に地下かんがいを実施

(3) 優良農地の確保と適切な利用の促進

- 道では、農地法などに基づき、優良農地を確保し、その有効利用を推進するとともに、市町村農業委員会、北海道農業会議等と連携しながら、農用地区域への編入促進・除外の抑制や、荒廃農地の発生防止及び解消・再生、担い手への農地の集積など計画的な土地利用を推進
- 地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」の作成や、農地バンクを活用した農地の集約化等を促進
- 農業委員会等の地域の関係機関と連携を図り、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法等による農地の利用調整機能を活用し、適切な農地の利用を推進

■ 本道における農用地等の面積の目標



農用地確保のための各種施策を市町村農業振興地域整備計画へ反映

(4) 戦略的な技術開発と普及・定着

- 生産力・競争力の強化に向け、多様なニーズに応じた新品種・新技術の開発や植物工場など高度な栽培技術による施設園芸の普及・展開を進めるとともに、ロボット、AI、IoT等の先端技術を効果的に活用したスマート農業の社会実装を推進

消費者などのニーズに対応した新品種の開発

- 水 稻
 - ゆめぴりか(H20)～特Aを獲得した極良食味
 - きたしずく(H26)～心白発現良好の酒造用
 - そらゆたか(H28)～多収の飼料用
 - えみまる(H30)～直播向けの良食味
 - 空育195号(R5)～多収の業務用
- 小 麦
 - 北見95号(R2)～薄力でスポンジケーキ等菓子用に適した秋まき
- 大 豆
 - スズマルR(H27)～ダイズシストセンチュウに強い納豆用
 - とよまどか(H30)～耐倒伏性が強く、豆腐加工適性が高い
- 小 豆・いんげんまめ
 - きたひまり(R3)～茎疫病・落葉病に強い小豆
 - 秋晴れ(H31)～多収で、耐倒伏性・耐病性に優れたいんげんまめ
 - 十育A65号(R5)～耐倒伏性・葉落ちに優れたいんげんまめ
- ばれいしょ
 - ゆめいころ(R3)～塊茎の目が浅く害虫に強い早生
- おうとう
 - 陽まり(R4)～大玉で着色が良く食味にすぐれる
- いちご
 - ゆきらら(H28)～規格内収量が多く、果実が大きい
- たまねぎ
 - すらりっぷ(H28)～一球重が重く加工適性に優れた長形
- 種 畜
 - 勝早桜5(H26)～産肉能力が高く、産子発育能力が高い黒毛和種
 - 北海地鶏Ⅲ(H31)～種鶏の産卵性向上、育成期間の短縮



施設園芸の高度化

生育環境(光、温度、湿度、二酸化炭素、養分など)を高度に制御し、養液で栽培する施設園芸の高度化を推進

- ▶ 作物の周年・計画生産、土壌障害や連作障害の回避、耕起、うね立てなどの重労働の省略化が期待
- 管内の植物工場の状況(高度な環境制御を有するおおむね1ha以上のもの)
 - 箇所数: 10箇所(令和5年6月末現在)
 - 主な課題: ①イニシャルコストの低減、②暖房コストの低減 など

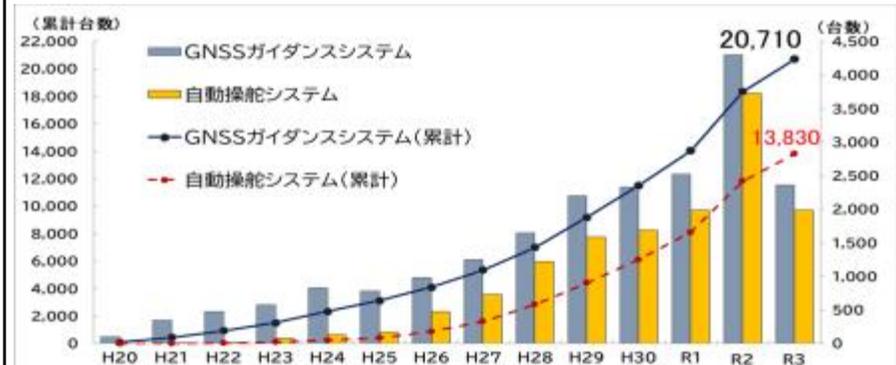
スマート農業の推進

ICTやロボット技術を活用したスマート農業技術の開発・導入が進展

- 実用化された農業機械
 - ・ 走行経路をガイドするGNSSガイダンスシステムや、電動トラクター、ハイブリッド型ドローン、収穫用ロボット
 - ・ 画像データに基づき、散布量や散布範囲を制御する可変施肥システム
 - ・ 水田の水位を自動で管理できる水管理システム
 - ・ 搾乳作業の自動化を実現する搾乳ロボット
- ICT農業機械の導入効果
 - ・ 労働力や作業時間の省力化・効率化、資材費の低減
 - ・ 生育ムラの解消 など
- 販売が開始された農業機械
 - ・ 無人で自動走行できるロボットトラクター など
- 北海道スマート農業推進方針
 - ・ 国や市町村、関係機関・団体との連携を強化し、スマート農業を推進していく共通の指針
 - ・ 令和2年3月策定(令和3年10月改訂「趣旨」)にSDGsの要素を反映)



農業用GNSSガイダンスシステム等の出荷台数

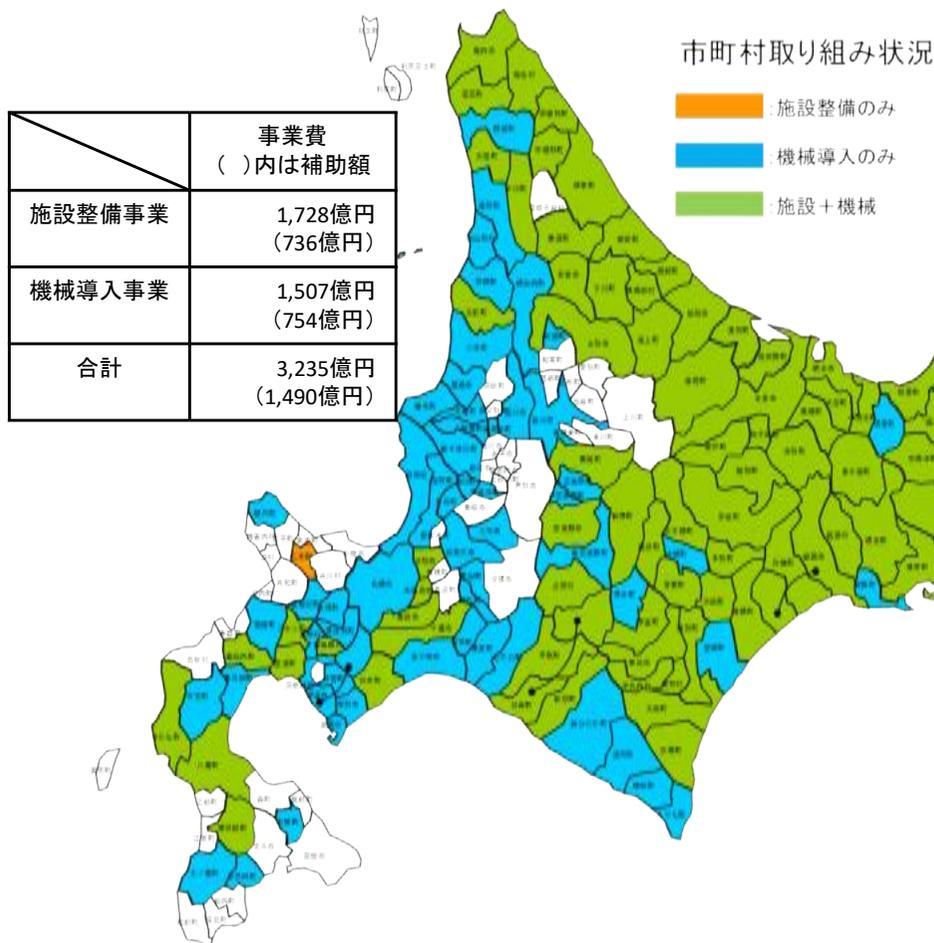


(5) 食料等の安定生産体制の整備(畜産農家の収益力・生産基盤の強化)

- 畜産経営の収益力の向上や飼料生産組織の経営高度化、畜産環境問題への対応など、畜産クラスター計画に基づく地域の中心的な経営体等が行う施設整備等を支援
- 北海道内では、これまでに115の畜産クラスター協議会が設立され、施設整備や機械導入等の取組が進展
- これまでの実績は、施設整備410件、機械導入18,524件で、総事業費は約3,235億円と全国一(令和5年5月末時点)

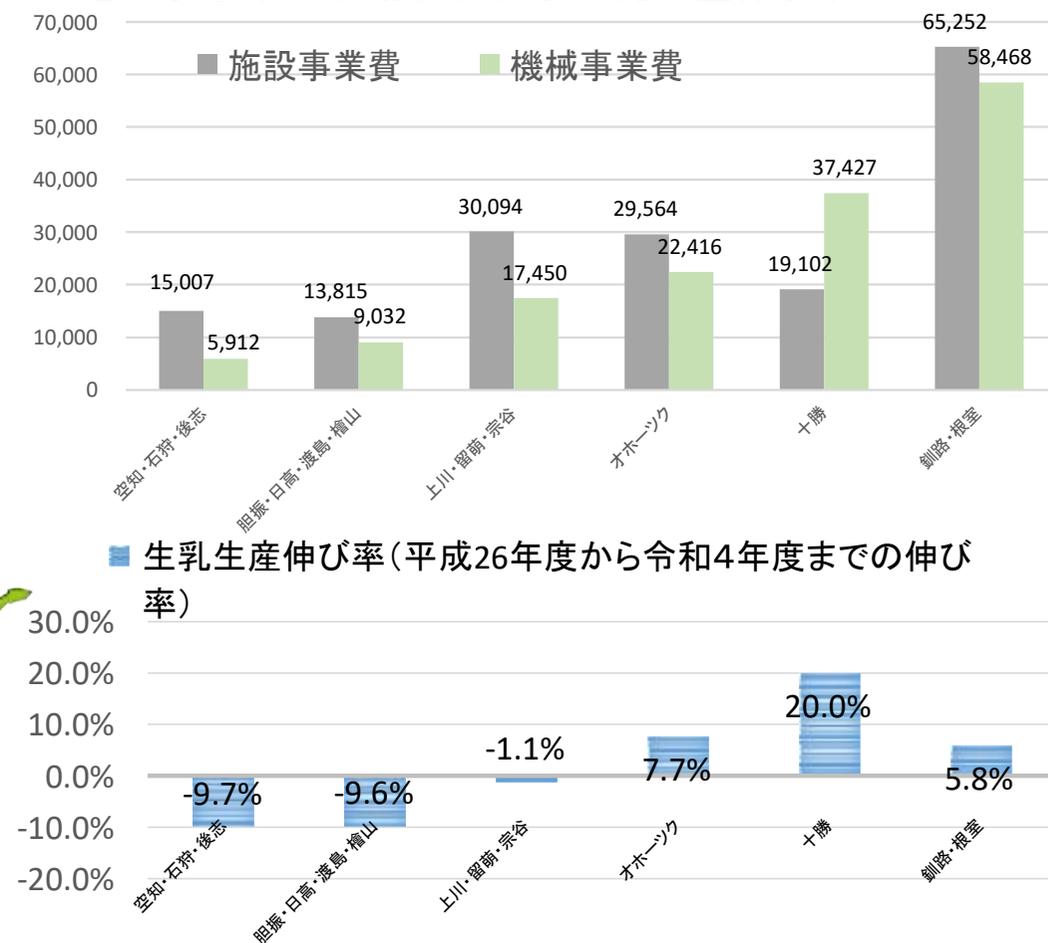
■ 畜産クラスター事業の実施状況

事業実績(令和5年5月末) ※事業費は、補助額からの推計値



■ 地域別事業の活用状況及び生乳生産伸び率

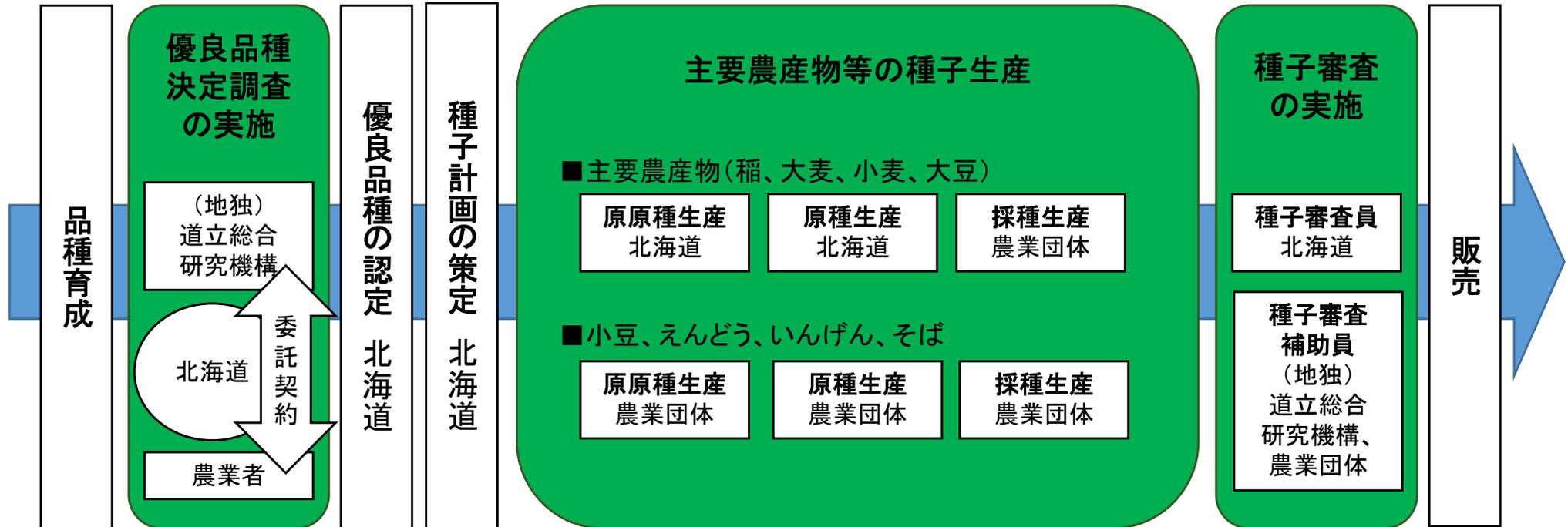
(単位:百万円)



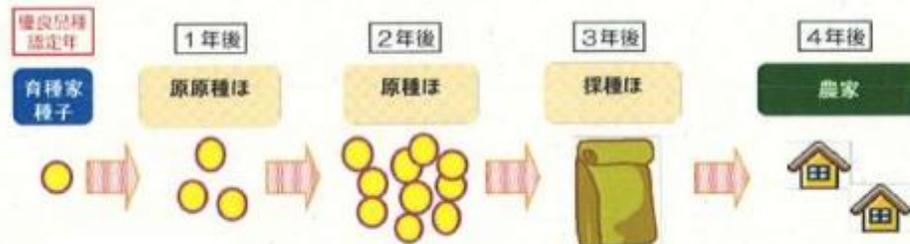
(6) 食料等の安定生産体制の整備(主要農産物等の優良品種の種子の生産と供給)

○「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例」に基づき、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保を図り、もって本道の農業の持続的な発展に寄与するため、主要農作物の原原種・原種の生産、種子審査(ほ場・生産物)、優良品種の認定などの取組を実施

■北海道における主要農産物等の種子生産に関する実施体制



■ 種子の増殖(イメージ)



■ 優良品種の認定状況

区分	認定数	備考
普通作物	119	稲、麦類、豆類、そば、馬鈴しょなど
工芸作物	17	てん菜、なたねなど
園芸作物	72	たまねぎ、りんご、いちごなど
飼料作物	116	牧草、飼料用とうもろこしなど
計	324	

※令和5年7月末現在

2 国内外の需要を取り込む農業・農村の確立

(1) 国内外の食市場への販路の拡大(農産物等の輸出促進)

- 道では、平成30年(2018年)12月に、令和5年(2023年)までに道産食品の輸出額1,500億円を目指す「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」を策定。農畜産物等では、輸出額を125億円に拡大する目標を掲げ、米及び日本酒、青果物、牛肉を重点品目とした取組を強化
- 令和4年(2022年)の輸出額は62.7億円。たまねぎ、ながいも、ミルク等、米の4品目で約8割を占める。
- 道とホクレン、ぎょれんなどで構成する「北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会」では、27年(2015年)以降、アジア地域を中心に、道産農畜産物と水産物のプロモーション活動等を実施
- 令和4年(2022年)は、日本最大級の輸出向け商談会「“日本の食品”輸出EXPO」への出展やアジア圏での家庭食需要に対応した販売促進プロモーションを実施

■ 北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>の輸出額の目標

道産食品輸出額 1,500億円 (推進期間 H30(2019)~R5(2023))

品目	道内港	道外港	合計
農畜産物・農畜産加工品 (日本酒含む)	100億円	25億円	125億円

■ 「北海道農畜産物・水産物輸出推進協議会」の取組

年度	プロモーション対象国(地域)
30	台湾(常設販売棚の設置、物産展の開催)等
R1	台湾(農水産物プロモーション)等
2	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
3	香港、シンガポール(販売促進プロモーション)
4	香港、シンガポール(販売促進プロモーション)

■ 北海道からの主な輸出実績

(単位: トン、百万円)

品目名	R1		2		3		4		主な輸出先
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
ながいも	3,541	1,333	3,333	1,132	4,130	1,297	3,425	1,245	台湾、米国
ミルク等	4,215	995	4,871	1,120	4,359	1,029	5,131	1,472	香港
たまねぎ	9,226	340	44,699	1,448	6,254	290	15,923	1,333	台湾
米	1,764	534	1,837	520	2,303	624	3,711	900	香港、中国
合計	19,715	4,003	56,511	5,541	19,121	4,756	29,762	6,269	

資料:財務省貿易統計(道内港分)

注1 米は、政府援助米(推定)を除く 注2 合計には、その他の品目も含む 27

(2) 国内外の食市場への販路の拡大(ブランド力の強化)

- 道産食品に対する消費者の信頼の確保と北海道ブランドの向上を図るため、道産食品独自認証制度(きらりっぷ)や道産食品登録制度のほか、適切に生産工程等を管理するGAPの推進を図るとともに、環境に配慮して生産される農産物を表示するYES! clean表示制度や有機農産物の検査認証制度を推進し、道産農産物・食品の販路拡大を図る

道産食品独自認証制度(きらりっぷ)

【制度の特徴】

- ・道内で生産される農畜水産物を使用し、道内で製造・加工された食品
- ・産地名や製造方法などの情報提供
- ・高度な衛生管理
- ・特別な原材料、生産方法など優れた商品特性
- ・官能(食味)検査を実施
- ・第三者機関が厳格にチェック



【認証状況】

- ・令和5年(2023年)5月末現在、16事業者に対し14品目37商品を認証

(認証している品目)

- ①ハム類、②ベーコン類、③ナチュラルチーズ、④アイスクリーム、⑤日本酒、⑥そば、⑦みそ、⑧納豆、⑨豆腐、⑩しょうゆ、⑪熟成塩蔵さけ、⑫いくら、⑬醤油いくら、⑭魚醤油

道産食品登録制度

【登録基準等】

- ・道内で製造・加工
- ・道産原材料品を使用
- ・道産原材料は北海道産等と表示
- ・最終出荷形態と消費者の入手形態が同一



【登録状況】

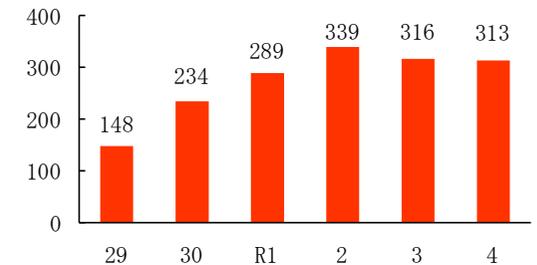
- ・令和5年(2023年)5月末現在、130事業者365商品

(登録種類)

- 農産物、畜産物、水産物、林産物、その他(菓子、酒類など)

GAP(農業生産工程管理)

- 農畜産物生産で適正な手順や資材等の管理を行い、食品安全や環境保全、労働安全等を確保する生産工程管理の取組



資料：北海道農政部調べ(各年度3月末現在)
注) 学校等の教育機関を含む

クリーン農業

- 有機物の施用などによる健全な土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめる農業



【YES!clean表示制度】

クリーン農業技術を使い、化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らすなど、一定の基準をクリアした道産農産物

<対象農産物の要件>

- ・道内で生産、登録基準に適合
- ・栽培基準に基づき生産
- ・他の農産物と分別収集、保管、出荷等

■ YES!clean登録集団数等の推移

区分	H29	30	R元	2	3	4
実集団数	276	263	257	234	230	225
作付面積(ha)	18,390	17,734	17,424	16,804	16,390	15,454

資料：北海道クリーン農業推進協議会調べ

有機農業

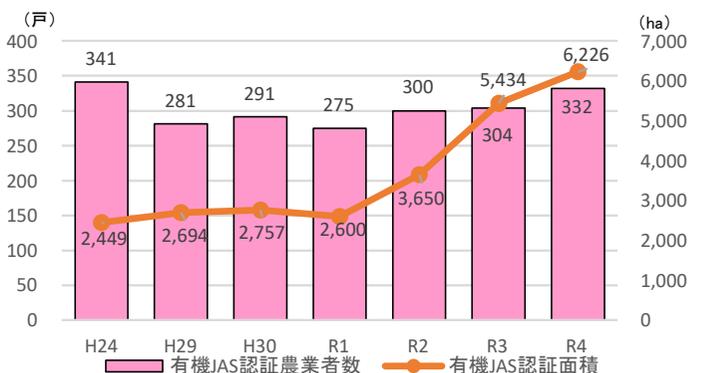
- 化学肥料や化学合成農薬を使用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減した生産方法による農業



【有機農産物の検査認証制度】

<有機JAS規格>

- ・たい肥等による土づくり
- ・播種・植付け前2年以上及び栽培期間中に化学肥料、農薬を不使用
- ・遺伝子組換え技術を不使用
- ・慣行農法の農産物と仕分け
- ・化学肥料・農薬の飛来、流入防止



資料：農林水産省「県別有機認証事業者数」「県別有機JASほ場の面積」

(3) 地域資源を活かした新たな価値の創出

- 本道の農林水産物は、「原料生産－研究開発－製造加工－販売輸出」といったバリューチェーンの強化により、その価値は更に高まる可能性を有しており、6次産業化は重要な取組
- 本道における農業生産関連事業体数は、令和2年度(2020年度)で3,110事業体で販売額は1,540億円、また、六次産業化・地産地消費に基づく「総合化事業計画」の認定を受けた農業者等は、令和4年(2022年)9月末で163件で、都道府県別では全国最多

■ 道内における農業生産関連事業体数(令和3年度(2021年度))

区分	事業体数
農産物の加工	1,080
農産物直売所	1,220
観光農園	210
農家民宿	110
農家レストラン	110
合計	2,720

資料:農林水産省「6次産業化総合調査」

注)1の位を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない。

■ 農業生産関連事業販売額

区分	H29	30	R元	2	3
事業体数	3,470	3,470	3,030	3,110	2,720
販売額(億円)	1,553	1,548	1,522	1,540	1,493

資料:農林水産省「6次産業化総合調査」

■ 6次産業化事業計画の認定件数(令和5年(2023年)6月末現在)

区分	総合化事業計画の認定件数			研究開発 成果利用 事業計画
	農産物	林産物	水産物	
北海道	163	3	6	1
全国	2,634	105	197	29

■ 6次産業化の取組事例

- ・ ベジタブルワークス株式会社
(後志管内真狩村)
規格外野菜を加工し、販売
ECサイトの開設



- ・ 里平食楽カモミールの会
(日高管内日高町)
地場産米で生糎を
製造し、販売



- ・ 八雲ハンドメイドの会
(渡島管内八雲町)
複数酪農家によりチーズを製造し、
販売



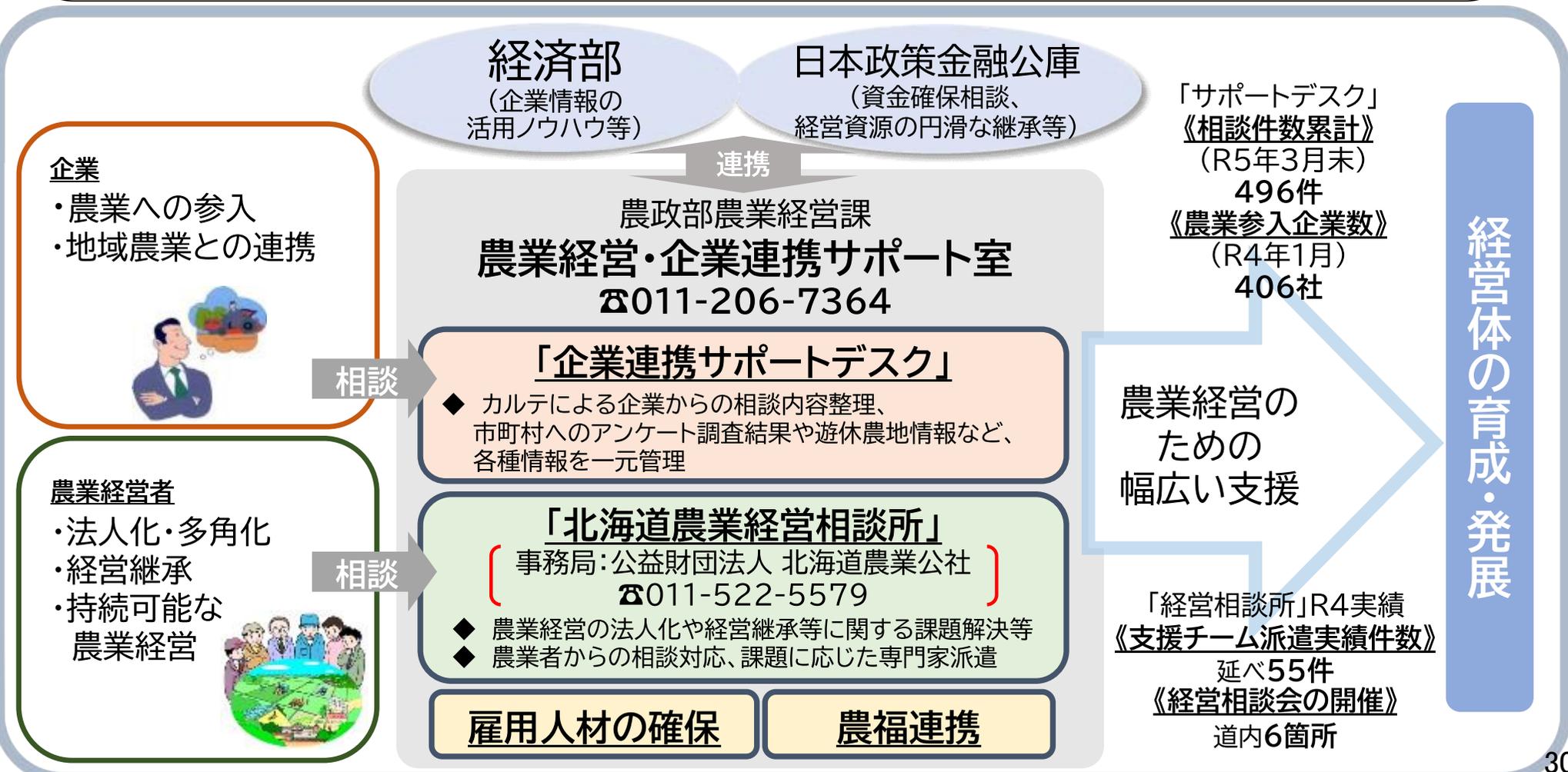
- ・ えづらファーム
(オホーツク管内遠軽町)
自家産農作物を提供する
レストラン、農家民宿の経営



3 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

(1) 経営体の育成・発展

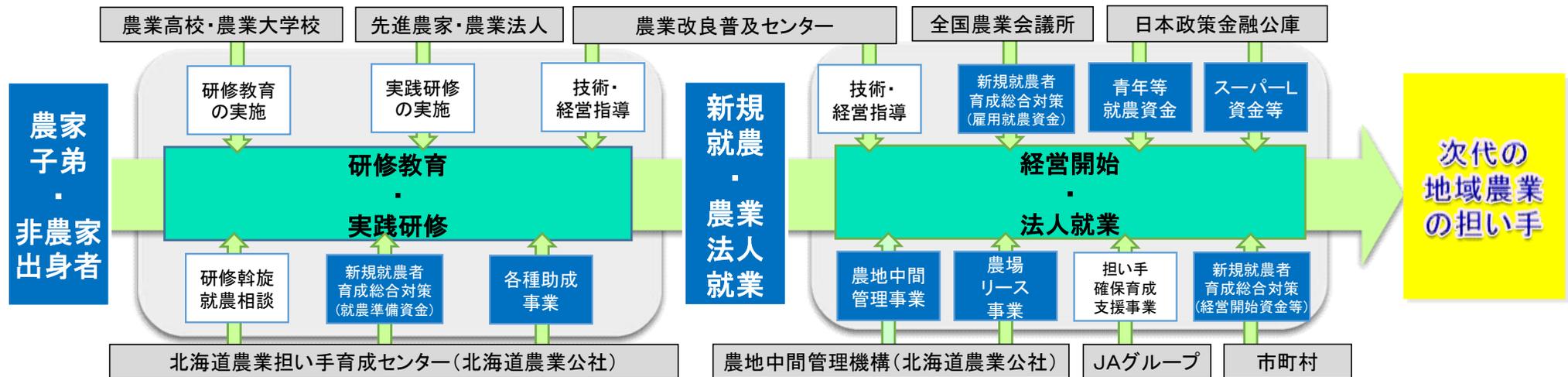
- 本道農業を支える多様な担い手の育成・確保を図るため、平成28年(2016年)4月に、企業と地域の連携促進等に向けた相談窓口として「企業連携サポートデスク」を設置
- サポートデスクでは、企業の農業参入に向けた各種情報の一元管理と共有化、フォローアップに努め、企業と地域農業とのマッチングを実施
- また、農業経営の法人化や経営継承などの課題に対応するため、平成30年(2018年)9月に「北海道農業経営相談所」を設置し、農業者からの相談対応や課題に応じた専門家の派遣などを実施
- 令和5年(2023年)4月には「農業経営・企業連携サポート室」を設置し、「農業者の経営相談」「企業の農業参入」「雇用人材の確保」「農福連携」の4つの業務の窓口を一元化して総合的に支援



(2) 農業経営を担う人材の確保・定着

- 本道農業が持続的に発展するためには、新規就農者の育成・確保が重要であることから、道では、北海道農業担い手育成センター(北海道農業公社)による就農相談会の開催や農業改良普及センターによる技術・経営指導など、幅広い取組を推進
- 新規就農者育成総合対策(旧 農業次世代人材投資事業、旧 農の雇用事業等)など、国の制度を積極的に活用するとともに、日本政策金融公庫の経営開始に必要な資金の貸付けなど、関係機関・団体と連携し、新規就農者の育成・確保を促進

■ 新規就農者支援の仕組み



道立農業大学校

農業後継者等を対象に養成及び研究課程の教育を実施するとともに、Uターン就農者や新規参入者に対する基礎研修等を実施。

- 教育内容
 - ・養成課程(畜産経営学科、畑作園芸経営学科)
 - ・研修部門(稲作経営専攻コース)
 - ・研究課程(農業経営研究科)

北海道農業担い手育成センター(北海道農業公社)

本道農業を担う青年農業者を育成・確保するため、道をはじめ、道内の市町村や関係機関・団体が会員となり、新規就農者に対し、総合的な支援を実施。

- 主な事業内容
 - ・就農相談活動など就農促進支援活動
 - ・就農支援資金の償還免除
 - ・無料職業紹介所の開設

●新規就農者育成総合対策(就農準備資金)

就農前の研修(2年以内)を後押しする資金(150万円/年)を交付

●新規就農者育成総合対策(経営開始資金)

就農直後(3年以内)の経営確立を支援する資金(最大150万円/年)を交付

●新規就農者育成総合対策(雇用就農資金)

法人等が行う実践的研修の経費支援(年間最大60万円)

●新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)

就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入支援

●青年等就農資金 [平成26年度～]

農業経営を開始するために必要な長期・無利子の資金

●担い手育成センター各種助成事業

就農研修者家賃助成事業、大型特殊免許取得支援事業、傷害保険掛金助成 等

●農地中間管理事業 [平成26年度～]

機構が農地を借り入れて、担い手に集約化して貸し付ける事業

●農地売買支援事業 [平成26年度～]

機構が離農地等を買入れ、貸付後に売り渡す事業

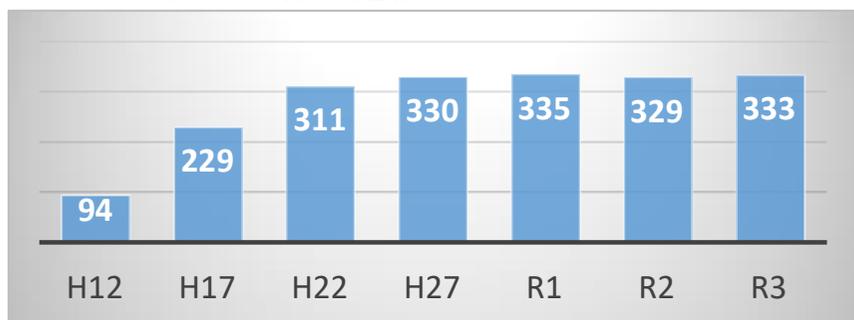
●農場リース事業

公社が離農家の施設を整備し、貸付後に譲渡する事業

(3) 地域で経営体を支える組織の育成・強化

- 担い手の減少や高齢化が進行する中、地域の経営体を支えるコントラクター、TMRセンターなど地域営農支援組織の育成を推進
- 令和4年(2022年)3月末現在のコントラクター数は、333組織。TMRセンター組織数は87組織、構成員は740戸となっており、道内酪農家戸数に占める割合は11.8%。令和3年(2021年)8月現在の全道のヘルパー利用組合数は86組合、利用組合の加入農家戸数は4,741戸であり、利用組合への参加率は91.2%

■ コントラクター数の推移



資料：北海道農政部「コントラクター実態調査」

■ TMRセンターの推移

年度	H12	17	22	27	R1	R2	R3
TMRセンター組織数	3	15	39	65	83	86	87
構成員(戸)	—	137	—	654	723	745	740
酪農家戸数に占める割合(%)	—	1.6	—	9.8	12.3	11.8	13.3
給与頭数(千頭)	—	11.6	—	75.6	115.2	124.1	126.1
乳牛給与頭数に占める割合(%)	—	1.3	—	9.5	14.0	14.2	14.9

資料：北海道農政部「TMRセンター調査」

■ 酪農ヘルパーの利用状況の状況

年度	利用組合数	乳用牛飼養戸数(戸)	利用組合活動範囲内戸数(戸)(A)	利用組合参加戸数(戸)(B)	利用組合参加率(%) (B/A)	延べ利用日数(日)	利用農家1戸当たり利用日数(日)
H17	102	8,830	7,978	6,954	87.2	98,303	16.2
22	96	7,690	7,026	6,271	89.3	99,750	18.2
27	90	6,680	6,081	5,507	90.6	105,900	22.2
R2	86	5,840	5,291	4,875	92.1	89,161	23.6
R3	86	5,710	5,196	4,741	91.2	86,243	24.0
R4	86	5,560	5,010	4,590	91.6	—	—

資料：(一社)酪農ヘルパー全国協会「酪農ヘルパー利用実態調査」(各年8月1日)、農林水産省「畜産統計」(各年2月1日)

注：農家1戸当たり利用日数は組合活動区域における実数

(4) 快適で安心して暮らせる生活の場づくり

- 中山間地域等において、多様な経営体が生産条件に関する不利を補正しつつ、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組などを支援
- 農村地域の快適性と安全性の確保を図るため、営農用水と併せて生活用水を供給する営農飲雑用水施設、生活雑排水を処理する集落排水施設、農村の交通アクセスの向上を図る農道、インターネットの快適な利用に不可欠な情報通信基盤などの生活環境整備や、水路等への転落防止やため池のハザードマップの作成など農業水利施設の安全対策・防災対策を推進

地域の特色を活かした営農と所得の確保

- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止、水路・農道等の保全管理活動、農作業の共同化など、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



快適で安全な生活環境の整備

- 営農飲雑用水施設や集落排水施設、農道、情報通信基盤など、快適な暮らしをささえる生活環境の整備を支援
- ハザードマップなど減災対策の検討や災害を未然に防止する施設整備を支援



4 道民の理解に支えられる農業・農村の確立

(1) 愛食運動の総合的な展開(食育の推進、地産地消の推進)

- 道では、官民一体となって「地産地消」、「食育」などを総合的に推進する「愛食運動」を展開し、様々な取組を実施
- 道民の道産食品の購買に直接結びつく仕組みづくりとして、「愛食の日」を制定するとともに、道産食材を活用したこだわり料理を提供する外食店等を「北のめぐみ愛食レストラン」として認定
- 本道の食育を総合的に推進するため、「食育推進優良活動表彰」の実施や、食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」を展開

「愛食の日」の制定

- 地産地消が道民の購買活動に直接結びつくよう、毎月第3土曜日・日曜日を「愛食の日」とし、量販店などと連携した普及啓発活動を実施



北のめぐみ愛食レストラン

- 道内の外食店・宿泊施設のうち、道産食材を活用したこだわり料理の提供を通じて、道産食材の積極的な利用や素晴らしさをお客様に伝えるお店を認定する制度



令和5年(2023年)3月末現在
320店舗

北海道食育推進優良活動表彰

- 道民の食育への関心を高めるため、食育活動を積極的に行い、道内の食育の推進に貢献している個人・団体を表彰する制度

直近の第9回(令和4年度)は、4団体を表彰

累計 33団体・個人が受賞

どさんこ愛食食べきり運動

- 道内の食品ロス削減に向け、「おいしく残さず食べよう！」をスローガンに、平成28年(2016年)から実施している運動
- 道民一人一人にそれぞれの立場で具体的な行動を取ってもらうため、市町村、企業・団体、学校等と連携しながら取組を実施

〔食べきり運動ポスター〕



(2) 愛食運動の総合的な展開 (北海道米の道内食率向上の取組)

- 農業団体や流通団体等とともに「北海道米食率向上戦略会議」を立ち上げ、地域のイベントと連携したPRや、幅広い年齢層に向けた食育講座の開催、コンビニやスーパーと連携したプロモーション活動など、北海道米の道内食率向上を図る取組を実施

■ 北海道米プロモーションの展開

令和5年度 北海道米プロモーション

取組① テレビCM
今年度もTEAMNACSの森崎さんが登場。「食べらさる」をキーワードに、年間4シーズン放映予定。

取組② 北海道じゃらん
参加企業が販売する北海道米使用商品や北海道米の情報などを紹介(7月、9月、10月、11月、2月号掲載予定)。また、タイアップ企画として季節のテーマに沿った北海道米メニュー提供店を紹介。

取組③ 店頭展開
「食べらさるマーク」を目印に、おいしい北海道米の商品をPR。マークを中心に、テレビCM等と連動させることで訴求効果を高める。

取組④ 札幌市営地下鉄 駅内広告
テレビCMと連動したステッカーの掲示を行う。

取組⑤ 情報発信
「北海道のお米」HP、北海道米アンバサダーや道広報(プレスリリース、各種SNS、デジタルサイネージ)等による情報発信。

北海道米応援サポーター
 (株)札幌米穀店、(株)アールワン北海道じゃらん、(株)伊和ホールディングス、地物市場とれのこと、森永製菓(株)、(株)シンセン北海道、カゴメ(株)、(株)Sasson

■ 北海道米の道内食率の推移

米穀年度	H30	R元	R2	R3	R4
道内食率	87%	86%	88%	89%	90%

(3) 愛食運動の総合的な展開 (麦チェンの取組)

- 輸入から道産への利用転換を図るため、生産から流通・加工、消費に至る関係者が連携し、需要に応じた小麦の生産や消費・流通対策に取り組む「麦チェン」運動を実施

■ 麦チェンシンボルロゴ



麦チェンのPRシンボルとして地域や団体等において広く使用(PR資料、イベント等に活用)

■ 麦チェンサポーター制度

【制度の概要】

- 対象店
 - ・ 消費者に直接小麦製品を提供する店舗
…ベーカリー、飲食店(ラーメン)等
(認定数 令和5年(2023年)3月末現在 339店))
- 認定要件
 - ・ 店舗総体で道産小麦使用率30%以上
又は
 - ・ 道産小麦100%商品が1アイテム以上
かつ
 - ・ 将来的に道産小麦50%以上使用をめざす



(4) 地域住民が一体となって創る活力ある農村

- 農村地域の多様な資源を発掘し、その資源を活かした農村づくりを推進するとともに、農業・農村の持つ多面的機能の発揮に向けた共同活動支援のほか、地域住民が一体となって進める活力ある農村づくりなど、地域コミュニティの維持向上などの取組を推進

地域住民による農村づくり

- 農用地や集落の将来像の明確化や、農村が持つ豊かな自然を活用した地域活動、地域の食の伝統継承など地域住民による話し合いや実践活動を支援。
- 地域課題の解決や地域の活性化に向けて、地域住民が主体となった持続的な取組を推進するため、農村づくりを支える人材の育成を図る取組を推進



農業・農村の多面的機能を発揮する取組の推進

- 農地や水路など、地域資源の適切な保全管理や質的向上を図るための地域の共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援
- 生産条件が不利な中山間地域等の農業生産活動を継続するための取組を支援
- 農村地域の景観や生態系などに配慮した整備を推進



(5)道民コンセンサスの形成

- 農業・農村は、食料の供給や就業の場の提供といった役割をはじめ、国土・環境の保全や美しい農村景観の形成、自然体験・農業体験などの教育の場の提供などの多面的な機能を発揮
- 道では、農業・農村の役割や機能について広く道民の理解と支援の輪を拡大するため、「ふれあいファーム」の登録推進と体験活動等への支援、農業・農村情報誌『confa(コンファ)』の発行や、「農業・農村ふれあいネットワーク」との連携などの取組を実施
- 農泊や農村ツーリズムを通じて都市・農村交流を促進するとともに、農村を訪問した都市住民が、引き続きその地域への関心を持ち、様々な形で地域と関わる関係人口の裾野を広げる取組を推進

農業・農村コンセンサス形成に向けた取組

○「ふれあいファーム」の登録推進

- ・ 農業・農村への理解を促進する活動に意欲的に取り組む農業者を登録
- ・ 登録数：774農場
(令和5年(2023年)3月末現在)



○参加・体験による都市と農村の交流促進

- ・ ふれあいファームが共同で実施する農作業、加工体験の取組等に対する助成
- ・ 農業者と農業関係以外の団体や教育関係機関等が連携して取り組む協働活動に対する助成

○農業・農村情報誌『confa(コンファ)』の発行

- ・ 発行部数：年2回 各30,000部
- ・ 電子ブックへの登録(北海道ebooks)
- ・ SNSを通じた情報発信(Facebook、Instagram)



バック
ナンバー



Facebook
@confa.hokkaido



Instagram
@confa.hokkaido

農業・農村ふれあいネットワーク

【会員】

北海道経済連合会、北海道消費者協会、北海道農業公社、北海道農業会議、北海道土地改良事業団体連合会、北海道農業協同組合中央会、北海道信用農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、北海道厚生農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会北海道本部、北海道

【事務局】

北海道農業協同組合中央会

【主な活動内容】

(令和4年度(2022年度)実績)

○ 総合情報発信事業

- ・ 消費者(都市)と生産者(農村)が相互理解を深めるためのラジオ番組の制作・放送

○ 異業種対話促進事業

- ・ 農業・農村に対する理解促進を図るため、食農教育イベントを開催

○ 活動円滑化推進事業

- ・ 小学校低学年、小学校高学年、中・高校生向けの食育動画を作成・公開

都市と農村の交流の促進

- 農山漁村の豊かな資源を活用し、農業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで農泊や教育旅行などに取り組む「農村ツーリズム」を推進



農村ツーリズムの
ロゴマーク

